

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

ふるさと納税

平成26年9月30日

今月のFAXニュースは、ふるさと納税について紹介をさせていただきます。最近ではテレビ等でも取り上げられることがあり、興味を持たれている方も多いようです。今年も残るところ3ヶ月余り。今年の権利を行使するなら今のうちです。

1. ふるさと納税とは？

一言で言えば、自治体への寄付金のことです。地方間格差や過疎などによる税収減に悩む自治体に対しての格差是正を推進するために作られた制度になります。

赤十字や政党などへの通常の寄付金とは異なる次のような特徴があり、制度としてとてもユニークなものとなっています。

2. 特徴

一番の特徴は、特産品が貰えるという点にあります。これが最も注目される特徴で、テレビ等で話題となる理由です。中にはふるさと納税でこれだけ儲けたという切り口の番組もあったようです。しかし、全ての自治体の特産品を贈呈してくれるわけではありません。

2番目の特徴は、生まれ故郷でなくても寄付ができることです。「ふるさと納税」という言葉から生まれ故郷にしかできないと思っている方も少なくないそうですが、そのようなことはありません。どこの自治体にも寄付はできます。

3番目の特徴は、使い道を特定できる点です。あまりピンとこないかもしれませんが、実は用途を特定できる税金は日本で唯一、このふるさと納税だけです。例えば、〇〇自然地区保護の為に使いますとされていれば、そこに寄付をすればその為だけにしか使われません。現状では、自治体を用意した選択肢の中からでしか選ぶことはできませんが、それでも用途を特定できる唯一の税金はふるさと納税だけとなっています。こういった動きが大きくなれば、いずれは納税

資金の使い道にも影響を及ぼすかもしれません。

3. 具体的な手続き

インターネットで「ふるさと納税」と検索すると、「ふるさとチョイス」という各自治体の情報をまとめたサイトが見つかります。このサイトではふるさと納税の選び方が提供されています。「特産品で選ぶ」、「使い道で選ぶ」、「地域で選ぶ」、「特集で選ぶ」などです。この中では「特産品」で選ばれる方が多いと思います。

試しにどれか一つ選んで頂ければ、その自治体のホームページとリンクしており、そこでふるさと納税の支払方法を確認できます。支払方法にはクレジットカード決済、郵便局の払込取扱票、銀行振込などがあります。特にクレジットカード決済であれば、そのまま必要箇所などの入力を終えて送信すれば完了となり、とても簡単です。その後、何日かすると寄付金の証明書が届きます。特産品は別の便になることもあります。その証明書を保存しておき、確定申告時に添付をすれば完了となります。

ここで、注意をして頂きたいのが必ず確定申告が必要であるという点です。年末調整では寄付金控除という手続きができません。

4. ふるさと納税の控除額の計算について

ここではふるさと納税に関わる税金計算について説明をさせていただきます。計算は以下のようになります。

① 所得税

(寄付金－2,000円) × 所得税率を所得控除

② 住民税 (基本分)

(寄付金－2,000円) × 10%を税額控除

③ 住民税 (特例分)

(寄付金－2,000円) × (100%－10% (基本分)－所得税率)

→ ①、②より控除できなかった寄付金額を③

により全額控除（所得割額の1割を限度）
この①～③の合計額を控除することができます。

（計算例）年収700万円で所得税率が20%の方が3万円のふるさと納税をした場合

① 所得税

$(3万 - 2,000円) \times 20\% = 5,600円$

② 住民税(基本)

$(3万 - 2,000円) \times 10\% = 2,800円$

③ 住民税(特例)

$(3万 - 2,000円) \times (100\% - 10\% - 20\%)$
 $= 19,600円$

上記の合計で28,000円となります。

制度上どうしても2,000円は控除することができません。この点から、2,000円で特産品が貰えるという考え方になるわけです。

5. 注意点

しかし、誰でも2,000円以外は全て控除できるかというところではありません。所得税・住民税合計で5万円の納税となっている方は、100万円寄付しても引ききれないためです。

ふるさと納税の控除額は、「税額控除」であるため、ご自身の税金がいくらまで控除することができるのかを知る必要があります。

また、この計算はその年の年間所得を元に行いますので、毎月のお給料が大きく変動する方や12月の賞与の数字が読めない方などはなかなか予測が困難です。

6. 限度額はいくら？

では、限度額はどのようにして出すのでしょうか。この金額をご自身で試算するのは、なかなか難しいと思います。所得税と住民税の計算の違いなどを理解する必要があるためです。そこで簡単に知る手段としては、先ほどご紹介した「ふるさとチョイス」のサイトの上部に“控除の目安は？”というところがあります。そこには概算の表が載っておりますし、計算ができるエクセルもありますので、こちらを利用されることをお勧めします。特に概算額の方が参考になると思われます。自治体のホームページにも控除額の計算が掲載されているところもありますので、参考にして下さい。

ご自分で計算される場合、1,000円以下の細かい金額については、あまり気にしないで下さい。なぜなら特産品を目的とした場合、多くの特産品が5,000円、1万円といった切りのいい金額になっており、細かい金額調整は難しいと思われるからです。

ここで、「ふるさとチョイス」のホームページを参考に寄附金のおおよその目安金額をあげておきます。

独身の給与所得者の場合、300万円の年収では15,000円、500万円なら32,000円、700万円なら56,000円が目安です。ご夫婦の給与所得者の場合、年収500万円なら25,000円、700万円なら44,000円、1,000万円なら84,000円、1,500万円なら180,000円が目安です。

ただ、誤解しないで頂きたいのは限度額を超えた寄付も、もちろん可能なことです。純粋に寄付をしたい、損得に関係なく欲しい特産品があるというのであれば全く問題はありません。2,000円の負担で最大限のメリットを追求したいと考えている方は気をつけていただければと思います。

6. ふるさと納税の楽しみ方

最後にはなりますが、実際にサイトを見て頂くとうかがえるかと思いますが、ものすごくたくさんの種類のふるさと納税があります。いくらからの寄付でこの特産品が貰えて、この特産品を実際に購入するといくらだから、いくら得…。ということをおまわりにも追及し過ぎると正直、探し疲れて嫌になってしまいます。

寄付金額の限度額さえ間違えなければ、あまり損得に拘らずに楽しんで頂けたらと思います。経験談としては、特産品だけで選んだ自治体ですが、一度寄付をすると何となく覚えているものです。テレビ等でその自治体の名前が出た際にパッと反応したことを覚えています。多くの自治体が寄付金の証明書とともにパンフレットを送ってきますので、機会があれば、その場所を訪れてみるのも良いかもしれません。

以上